

事業主 殿

税務会計監査事務所健康保険組合
理事長 尾内 正道

平成 30 年度被扶養者の資格確認(検認)について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当組合の事業運営にご理解・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当組合では、『健康保険法施行規則』第 50 条および、『厚生労働省保険局通知』に基づき、『被扶養者資格確認(検認)』を実施致します。

同封いたしました「被扶養者資格確認届」を該当する被保険者の方へ配布していただき、記載内容をご確認の上、必要書類を添付し、事業所で取りまとめて期限までに当組合へご提出ください。

この検認は、皆様からお預かりした保険料を適正に支出するため、被扶養者として認定を受けている方が、引き続きその資格があるかどうかを確認させていただく大切なものです。また、監督官庁からも毎年実施するよう指導を受けておりますので、お忙しい中、誠に恐縮ではございますが、周知方、ならびにご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 今回の検認対象者

- ① 平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までに被扶養者認定を受けた方
- ② 被保険者と別居中の被扶養者のいる方
- ③ 被保険者の配偶者である妻・子以外の被扶養者のいる方
- ④ ①～③以外で組合が必要と判断した方

※『被扶養者資格確認届』に記載のある方のみを対象とし、記載のない被扶養者の方は、今回の検認対象外とさせていただきます。

2. 提出期限

平成 31 年 1 月 31 日(木)

※検認に必要な書類を期日までにご提出いただけない場合は、『健康保険法施行規則』第 50 条 7 項「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする」により、平成 31 年 2 月 1 日付で当該被扶養者の方の被扶養者資格がなくなり、保険証は無効となりますのでご注意ください。

被扶養者の方からは、保険料をいただいております。皆さまの大切な保険料を適正に使用するためにも、『検認』へのご協力を、何卒よろしくお願い申し上げます。

※この面と別紙『平成 30 年度検認用添付書類一覧表』をコピーして検認該当者にお渡しください。

《ご提出が必要な主な添付書類の例》

市区町村から入手する書類については、発行日が1ヶ月以内の最新のものに限り、原則として全て原本での提出が必要となります

【収入の確認】扶養認定基準額を超えていた場合には、その時点にさかのぼり扶養削除となります

★平成 30 年度住民税非課税証明書または住民税課税台帳記載事項証明書

※収入金額が記載されているものに限る

→収入がある場合には、内訳を確認させていただくために以下（★）の書類も必要です

★平成 30 年分源泉徴収票

★日本年金機構から送付された年金額改定通知書、年金振込通知書のいずれか1つ（直近のもの）

※対象者が遺族年金を受給している場合には、遺族年金の年額通知書も必要

★公的年金以外にも個人年金等の年金受給がある場合、その直近の支給額の証明となるもの

★平成 30 年分の確定申告書一式の写し（決算書等を含む全てが必要。なお、税務署の受理印があるものに限る。電子申請の場合には、メール詳細の表紙、および受付番号がわかるものに限る）

★直近3ヶ月分の給与明細 *確定申告書では、「収入」金額で被扶養者資格を確認します

・平成 31 年分給与所得者扶養控除申告書の写し

※給与支払者受付欄に事業主又は事業所の印があるものに限ります（担当印は不可）

【扶養義務者の確認】

・世帯全員の住民票（本籍地・マイナンバー以外の項目は省略不可）

※被扶養者に被保険者以外の同居者で16歳以上の方がいる場合、それらの方全員の収入の確認書類（上記★）が必要です

※同居所でも、住民票が同一でない場合には、「生計が別」と見なし、扶養から削除していただきます

【生計維持関係の確認】

・別居の場合、平成 30 年 6 月～11 月までの 6 ヶ月間の毎月仕送り金額のわかるもの（通帳の名称も必要）

※上記6ヶ月間の仕送りが証明できない場合（手渡しの仕送りなど）や、別居世帯全員の収入額の方が、仕送り額より多い場合には、生計維持関係がないものと判断し、扶養から削除していただきます

・同封の更新用「申立書 B」… 別居の被扶養者に毎月仕送りしている場合

【身分証】

・学生証の写し（有効期限がわかるもの）又は、在学証明書（ただし、6ヶ月以上の在学期間があるものに限る）

・同封の更新用「申立書 A」… 平成 30 年 11 月現在 63 歳以上で年金を受給していない場合

・夫婦共働きで子供を扶養し、配偶者が育児休業中の場合、扶養申立書式（5）、（12）

・外国籍の方の場合、在留カードの写し

*上記書類はご提出いただくものの例です。他の書類をお願いする場合がありますので、ご協力をお願い致します。また、ご提出いただいた書類を確認後、さらに他の書類をお願いする場合があります。予めご承知おきください

*就職や後期高齢者への移行等で予め扶養削除となることが明確な場合、『健康保険被扶養者（異動）届』において、削除の手続き、ならびに保険証のご返却をお願い申し上げます

*確定申告書一式（決算書含む全て）の写しについては、確定申告が済み次第、保険証の記号番号を記載して後日ご提出ください。なお、その他の書類については、確定申告書の写しを提出可能な時期を記入したメモを貼付の上、提出期限内にご提出ください

*事業収入のある方は、『扶養認定基準』をご確認ください。収入ベースで基準額を超えている場合、扶養から削除していただきます